

野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示解除について

オオクチバス等の再放流禁止及び解除の委員会指示

長野県内水面漁場管理委員会指示 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成 20 年 3 月 21 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

平成 20 年 6 月 1 日以降（野尻湖、木崎湖にあっては平成 20 年 12 月 1 日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

長野県内水面漁場管理委員会指示第 18 号

漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（平成 20 年長野県内水面漁場管理委員会指示第 8 号）を次のとおり解除しました。

平成 27 年 3 月 16 日

長野県内水面漁場管理委員会会長 平 林 公 男

- 1 対象水域
野尻湖
- 2 対象魚種
オオクチバス、コクチバス
- 3 解除の期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 4 解除の理由

野尻湖漁業協同組合から漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示の解除申請があり、長野県内水面漁場管理委員会において逸出防止策が講じられていると認められたため。

29 漁管第 12 号
平成 29 年 12 月 21 日

内水面漁場管理委員会 委員各位 様

長野県内水面漁場管理委員会書記長

第 4 期 (H30. 4. 1~H33. 3. 31) におけるオオクチバス等の再放流
禁止指示の解除申請に係る審査基準について (照会)

平成 29 年 11 月 22 日に開催しました第 227 回内水面漁場管理委員会において協議いただきましたこのことについて、別添のとおり修正案を作成しました。

つきましては、本案に関するご意見がございましたら、平成 30 年 1 月 5 日までに別紙によりご回答くださいますようお願い申し上げます(メール、ファクシミリでも結構です)。

なお、同委員会で本審査基準についてご意見のありました件については下記のとおりです。このことについても、ご意見がございましたら、併せてご回答願います。

記

- 1 第 2 期及び第 3 期の審査基準にある「逸出防止施設として、新たな施設整備は求めない。」について

このことについては、現在、外来生物法の特例措置に準じて三重としている逸出防止装置を設置している施設について、新たな施設として四重、五重などの逸出防止施設の整備は求めないものと整理されています。

なお、同審査基準にある「これまでの逸出等の状況に際し委員会指導等により改善した施設、対応を基本として申請する。」及び 2 個別事項の (2) 「逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できない、より効果的な施設の検討を進めていく。」により、現施設の改善、改良を求めることはできることを確認しました。

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 長野県内水面漁場管理委員会事務局 (長野県農政部園芸畜産課 水産係) 丸山 秀樹(書記長)、小川 滋(担当) |
| 電 話 | 026-235-7229 (内線 3084) |
| F A X | 026-235-7481 |
| E-mail | ogawa-shigeru@pref.nagano.lg.jp |

委員名 _____

修正案に関するご意見等

| ページ 番号 | 該当箇所 | 意見内容 |
|-----------|------|------|
| | | |

第4期（H30. 4. 1～H33. 3. 31）におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る
審査基準について 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>II 審査基準への適合性についての判断基準</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)逸出魚の監視体制について</p> <p>①～③略</p> <p>④逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法</p> <p>オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、申請者は前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等不測の事態が終息し監視が可能となった日から、③に示す電気ショッカー等による確認の頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカー等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。</p> <p>⑤略</p> <p>(4)略</p> | <p>II 審査基準への適合性についての判断基準</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)逸出魚の監視体制について</p> <p>①～③略</p> <p>④逸出魚発見時の対策方法</p> <p>洪水等の不測の事態において、オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合は、申請者は当該魚の回収駆除に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。</p> <p>⑤略</p> <p>(4)略</p> |

新

(別紙)

逸出防止施設点検管理記録票

略

逸出魚監視記録票

| | | 年 月 日 | | 監視者名 | | | | | 責任者 確認印 | |
|----|-----------|-------|----------|----------|------------|----|-----|----|--------------|----|
| 時刻 | 施設 | 監視 | 目視 監視 | 捕獲 監視 | 捕獲した逸出魚の状況 | | | | 捕獲後の 処置方法 | 備考 |
| | | | | | バス類 | 種類 | サイズ | 数量 | | |
| ： | 御小屋 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| ： | 小丸山 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| ： | 池尻川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| ： | 関川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |

旧

(別紙)

逸出防止施設点検管理記録票

略

逸出魚監視記録票

| | | 年 月 日 | | 監視者名 | | | | 責任者 確認印 | | |
|----|-----------|-------|----------|----------|--------|----|-----|------------|--------------|----|
| 時刻 | 施設 | 監視 | 目視 監視 | 捕獲 監視 | 逸出魚の有無 | | | | 捕獲後の 処置方法 | 備考 |
| | | | | | バス類 | 種類 | サイズ | 数量 | | |
| ： | 御小屋 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| ： | 小丸山 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| ： | 池尻川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| ： | 関川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |

第4期（H30.4.1～H33.3.31）におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査基準

事務局案への御意見に対する回答

| No. | 意見の内容 | 対応（回答） |
|-----|--|---|
| 1 | <p>1 共通事項</p> <p>(3) 逸出魚の監視体制についての③及び④</p> <p>文中の「電気ショッカー等」の「等」を削除し、「電気ショッカー」としたほうが良い。</p> <p>理由は</p> <p>1) 最も除去効果が期待される</p> <p>2) 現在既にショッカーを使っているので曖昧さを排除するためにも明記する方が良い</p> | <p>このことについては、前回の委員会におきまして、第3期審査基準の「回収駆除に努める」を「電気ショッカー等による捕獲駆除に努める」と改めることとしたものであります。</p> <p>この「努める」は最善の方法を尽くすことを意味しますので、現場の状況に応じて最も効率の良い漁具を使用することを前提としています。</p> <p>また、基本的には電気ショッカーは効率の良い漁具ではありますが、電気伝導度の高い水域では捕獲効率が下がることが知られています。よって、漁具を限定することなく、その場の状況に応じた漁具を使用する可能性を排除しないために「電気ショッカー等」としたいと考えます。</p> |
| 2 | <p>2 個別事項（1）</p> <p>過去にもあったように東北電力が作業を行う際、逸出防止装置が外される事態が考えられるので、その場合の対応の手順を明記した方が良いと思われれます。</p> <p>例えば、作業の通告が行われた時点によって</p> <p>① 通告が行われなかった場合</p> <p>② 通告が前日または当日の場合</p> <p>③ 数日前に行われた場合</p> <p>を想定し、それぞれの場合の連絡方法および対処方法をあらかじめ定めておいた方が良いと思います。</p> | <p>野尻湖の場合、東北電力の作業の都合上により逸出防止装置が開放される場合があります。野尻湖漁業協同組合への聞き取りによれば、基本的には事前に通告があるとのことですが、直前となる場合もあるとのこと。仮に突発的な理由により無通告で開放されたとしても、開放したことは通告されるとのこと。</p> <p>これらの対応については、いずれの場合も「1 共通事項 (3) 逸出魚の監視体制について ④逸出魚の発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法」に基づき行うものですが、御意見のとおり、東北電力の作業の都合上の放水は、野尻湖の個別事項でありますので、「2 個別事項（1）」を別紙新旧対照表のとおり改めます。</p> <p>なお、東北電力からの漁協への連絡、漁協からの漁場管理委員会への報告等の体制については、遺漏がないよう引き続き指導して参ります。</p> |

第4期（H30. 4. 1～H33. 3. 31）におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る
 審査基準について 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>II 審査基準への適合性についての判断基準</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）、特段の事情があった場合は、その状況を観察・記録するとともに、<u>「I 共通事項」の「(3) 逸出魚の監視体制について」の「④逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法」の洪水等不測の事態の発生時の対策方法を行うものとする。</u></p> <p>(2) ～(3)略</p> | <p>II 審査基準への適合性についての判断基準</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1)野尻湖の緊急放水等、特段の事業があった場合は、その状況を観察・記録し、対応状況を内水面漁場管理委員会に報告する。</p> <p>(2)～(3)略</p> |

第4期（H30.4.1～H33.3.31）における オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査基準について

I 第4期（H30.4.1～H33.3.31）審査基準

当該水域と接続する水路（流出水路に限る）との接続部に、オオクチバス・コクチバス・ブルーギルが容易に逸出できない構造の網が三重に施してあること。ただし、当該水路又は当該水路と当該水域の接続部に、網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

II 第4期（H30.4.1～H33.3.31）審査基準への適合性についての判断基準

1 共通事項

(1) 逸出防止施設について

- ① 河川法第24条、第26条第1項、第55条第1項に係る許可のうち、施設設置に必要な許可が得られている施設とする。
- ② 逸出防止施設の設置以前において、既存の知見により当該水域から逸出しているオオクチバス等の大きさが推定される場合は、三重の網あるいは網に変わる構造物うち、少なくともその1つは推定された大きさのオオクチバス等が通過できない目合、あるいは通過を阻止し得る構造もしくは機能を有する施設とする。
- ③ 逸出防止施設の設置以前において、既存の知見により当該水域から逸出しているオオクチバス等の大きさが推定できない場合は、管理が可能な限り小さな目合とする。

(2) 施設の管理体制について

① 点検方法

申請者は定期的に巡回を行い、施設の目的とする機能が維持されているか別紙を参考に点検項目をより具体的に定めて保守点検を行うとともに、施設に付着したゴミ等の除去を行う。

② 点検頻度

原則毎日、網上げ点検は毎月1回以上

③ 不具合発生時の対応方法

申請者は施設が破損した場合は速やかに補修を行うとともに、破損状況及び逸出魚調査結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

④ 点検記録方法

申請者は施設の点検結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

(3) 逸出魚の監視体制について

① 監視方法

申請者は以下の方法で逸出魚を監視する。

- ・目視観察及び電気ショッカー等での捕獲による逸出魚の確認。

② 監視場所

- ・3重の網が設置されている場合は、その網の間の水域の2箇所と最下流の網に隣接する下流水域1箇所の合計3箇所とする。
- ・審査基準のただし書きによる網に代わる十分な逸出防止措置が講じられている場合は、逸出防止措置が講じられている下流水域で3箇所の監視場所を設ける。

③ 監視頻度

- ・目視観察は原則毎日。
- ・電気ショッカー等での確認は毎月1回以上。

④ 逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法

オオクチバス等が監視場所で確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、申請者は前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等不測の事態が終息し監視が可能となった日から、③に示す電気ショッカー等による確認の頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカー等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。

⑤ 監視記録方法

申請者は逸出魚の監視結果を記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。ただし、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。

- (4) 指示の解除の有効期間について
3年間とする。

2 個別事項

- (1) 野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）、特段の事情があった場合は、その状況を観察・記録するとともに、「I 共通事項」の「(3) 逸出魚の監視体制について」の「④逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法」の洪水等不測の事態の発生時の対策方法を行うものとする。
- (2) 逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できない、より効果的な施設の検討を進めていく。
- (3) 上記に記載されていない事項については、水域毎に内水面漁場管理委員会においてそれぞれ判断する。

逸出防止施設点検管理記録票

| 年 月 日 | | | 点検者名 | | | | | | 責任者 確認印 |
|---------|-----------|----|----------|----------|------------------|-----------|---------------|---------|------------|
| 時刻 | 施設 | 装置 | 除塵 清掃 | 網上 検査 | 網・スクリーンの損傷・隙間の有無 | | | | 備考 |
| .. } | 御小屋 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右壁) | 無・有 (下 部) | 無・有 (スクリーン本体) | 漁協通報・補修 | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右壁) | 無・有 (下 部) | 無・有 (スクリーン本体) | 漁協通報・補修 | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右壁) | 無・有 (下 部) | 無・有 (スクリーン本体) | 漁協通報・補修 | |
| .. } | 小丸山 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右壁) | 無・有 (下 部) | 無・有 (スクリーン本体) | 漁協通報・補修 | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右壁) | 無・有 (下 部) | 無・有 (スクリーン本体) | 漁協通報・補修 | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右壁) | 無・有 (下 部) | 無・有 (スクリーン本体) | 漁協通報・補修 | |
| .. } | 池尻川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右柱) | 無・有 (沈子棒) | 無・有 (網本体) | 漁協通報・補修 | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右柱) | 無・有 (沈子棒) | 無・有 (網本体) | 漁協通報・補修 | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 無・有 (左右柱) | 無・有 (沈子棒) | 無・有 (網本体) | 漁協通報・補修 | |

逸出魚監視記録票

| 年 月 日 | | | 監視者名 | | | | | | 責任者 確認印 | |
|---------|-----------|----|----------|----------|------------|----|-----|----|--------------|----|
| 時刻 | 施設 | 監視 | 目視 監視 | 捕獲 監視 | 捕獲した逸出魚の状況 | | | | 捕獲後の 処置方法 | 備考 |
| | | | | | バス類 | 種類 | サイズ | 数量 | | |
| .. } | 御小屋 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| .. } | 小丸山 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| .. } | 池尻川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| .. } | 関川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |
| | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | | |

第4期（H30.4.1～H33.3.31）におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る
 審査基準への適合性について 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>II 審査基準への適合性についての判断基準</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)逸出魚の監視体制について</p> <p>①～③略</p> <p>④逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法</p> <p>オオクチバス等が監視場所を確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等の不測の事態発生があった場合は、申請者は前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等不測の事態が終息し監視が可能となった日から、③に示す電気ショッカー等による確認の頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカー等による捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。</p> <p>⑤略</p> <p>(4)略</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1)野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）、特段の事情があった場合は、その状況を観察・記録するとともに、<u>「I 共通事項」の「(3)逸出魚の監視体制について」の「④逸出魚発見時及び洪水等の不測の事態発生時の対策方法」の洪水等不測の事態の発生時の対策方法を行うものとする。</u></p> <p>(2)～(3)略</p> | <p>II 審査基準への適合性についての判断基準</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)逸出魚の監視体制について</p> <p>①～③略</p> <p>④逸出魚発見時の対策方法</p> <p>洪水等の不測の事態において、オオクチバス等が監視場所を確認され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合は、申請者は当該魚の回収駆除に努めるとともに、逸出状況等及び駆除結果を内水面漁場管理委員会に報告する。</p> <p>⑤略</p> <p>(4)略</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1)野尻湖の緊急放水等、特段の事業があった場合は、その状況を観察・記録し、対応状況を内水面漁場管理委員会に報告する。</p> <p>(2)～(3)略</p> |

(別紙)

逸出防止施設点検管理記録票

略

逸出魚監視記録票

| | | 年 月 日 | | 監視者名 | | | | | 責任者 確認印 | | |
|----|----|-------|-----------|----------|------------|-----|-----|----|--------------|----|--|
| 時刻 | 施設 | 監視 | 目視 監視 | 捕獲 監視 | 捕獲した逸出魚の状況 | | | | 捕獲後の 処置方法 | 備考 | |
| | | | | | バス類 | 種類 | サイズ | 数量 | | | |
| ： | } | ： | 御小屋 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| ： | } | ： | 小丸山 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| ： | } | ： | 池尻川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| ： | } | ： | 関川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |

(別紙)

逸出防止施設点検管理記録票

略

逸出魚監視記録票

| | | 年 月 日 | | 監視者名 | | | | | 責任者 確認印 | | |
|----|----|-------|-----------|----------|--------|-----|-----|----|--------------|----|--|
| 時刻 | 施設 | 監視 | 目視 監視 | 捕獲 監視 | 逸出魚の有無 | | | | 捕獲後の 処置方法 | 備考 | |
| | | | | | バス類 | 種類 | サイズ | 数量 | | | |
| ： | } | ： | 御小屋 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| ： | } | ： | 小丸山 用水 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| ： | } | ： | 池尻川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| ： | } | ： | 関川 | 1 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 2 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |
| | | | | 3 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | | | | |